



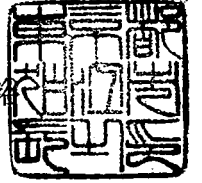
狛江子発第 100830 号

平成 23 年 3 月 15 日

狛江市監査委員 栗山 輝夫 様

狛江市監査委員 白井 明 様

狛江市長 矢 野



平成 22 年度定期監査の結果に基づき又は  
参考として講じた措置について

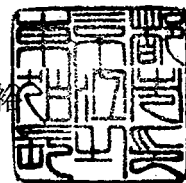
平成 23 年 2 月 25 日付け狛監委発第 100091 号でご報告いただいた平成 22 年度定期監査の結果について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき措置を講じましたので、別紙のとおりその旨を通知いたします。



狛子発第 100830 号  
平成 23 年 3 月 15 日

狛市監査委員 栗山 輝夫 様  
狛市監査委員 白井 明 様

狛市長 矢 野



平成 22 年度定期監査の結果に基づき又は  
参考として講じた措置について

平成 23 年 2 月 25 日付け狛監委発第 100091 号でご報告いただいた平成 22 年度定期監査の結果について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき措置を講じましたので、別紙のとおりその旨を通知いたします。

## 平成 22 年度定期監査の結果に基づき又は参考として講じた措置

平成 22 年度定期監査の結果について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、下記のとおり措置を講じた。

### ○ 子育て支援課

#### 1 収入未済額の対応について

入院助産措置費負担金、子ども家庭在宅サービス事業負担金、児童手当等弁償金及び児童扶養手当弁償金において、財源の確保と負担の公平を保つうえからも収入未済額の縮減、解消は極めて重要なことである。収入未済額の過年度分について、庁内の私法上の債権を整理するため、債権管理の検討に関するプロジェクトチームをつくり調査、検討を行い、債権管理条例の策定の必要性についても検討し、効率的な債権整理を全庁的に取り組むということだが、不納欠損額の抑制も図りながら、回収不能な債権については債務者の状況等を的確に把握し、適切な事務処理が行われるよう努めていただきたい。

#### 講じた措置

今後の対応として、監査意見の通り収入未済額の縮減、解消を第一優先に努めるとともに、債権者の生活状況の把握による回収不能な債権の整理についても適正に行います。

#### 2 私立幼稚園協会等補助金について

(1) 交付申請書及び交付決定通知書において、補助対象事業の名称が誤って記載されている例が見受けられた。要綱に則り適正な事務処理に努めていただきたい。

#### 講じた措置

補助金交付申請書等において補助対象事業の名称が補助金交付要綱と異

なっていたことについては、幼稚園にその旨を伝え説明し、今後不一致のないようにいたしました。また、幼稚園から提出された書類のチェックを徹底するようにいたします。

(2) 交付要綱第5条の別表第1の「補助基準の事業の種類」において、記載漏れしている事業が見受けられた。要綱改正を行い適切な事務処理に努めていただきたい。

#### 講じた措置

補助金交付要綱第5条別表第1の「補助基準事業の種類」において、補助対象事業に規定する事業の一部の記載がされていなかったことについて、要綱改正を行い基準を明確にいたしました。

### ○ 児童青少年課

#### 1 収入未済額の対応について

保育所運営費負担金、学童保育所児童育成料、延長保育料及び小学生クラブ児童育成料の過年度分において、全体的に徴収率が低い状況である。督促等の発送や電話等による催告、また、保育園・学童保育所等の入所申請に来庁した滞納者に窓口で納付相談を行っているということだが、現年度分が滞納とならないための初期対応も非常に重要なことである。財源の確保と負担の公平性を保つため、効率的な滞納整理を積極的に行い、収入未済額の縮減、解消に努めていただきたい。

#### 講じた措置

現年分の個別の督促は継続して実施しています。納期限内に支払われない滞納処分について、強化を図ることを目的として、狛江市保育所保育料徴収に関する規則の一部を改正する作業を検討していきます。保育園を継続する方で滞納がある方については、窓口にて申請をしてもらい、分割誓約書の提出等の滞納相談をしています。

## 2 青少年健全育成事業補助金について

交付申請書において、補助金の名称及び補助対象事業の名称が誤って記載されている例が見受けられた。要綱に則り適正な事務処理に努めていただきたい。

### 講じた措置

青少年健全育成事業補助金交付申請書の様式に、要綱上の正式な補助金名称が使われていなかったことについて、要綱の様式を変更し不一致のないようにしていきます。

## 3 民間保育所運営費支弁及び市費補助金について

(1) 交付要綱第8条第1項に「毎月10日までに市長に請求しなければならない。」と規定されている請求書において、請求時期が数日遅れている例が見受けられた。要綱に則った適切な時期の請求を徹底していただきたい。

### 講じた措置

要綱に定めてある請求日期限（毎月10日）が遅れていることがあったため、照合・確認の徹底を図り、請求日当日の徹底等、事業者に対する指導を含め適切な事務処理に努めます。

(2) 交付要綱第4条第1項第3号の別表第12（市単独補助経費算定基準額表）において「歯科検診」の単価の規定があるが、一部請求書の記載に錯誤が見受けられた。毎月の請求書の受理の際には、添付書類等との照合・確認は必須であり、適切な事務処理に努めていただきたい。

### 講じた措置

歯科検診の請求単価間違いについて、請求書の受理の際には、添付書類の照合・確認の徹底を図り、適切な事務処理に努めます。

## 4 保育室制度運営助成金及び認証保育所運営費等補助金について

保育室制度運営助成金における交付申請書、認証保育所運営費等補助金

における交付申請書及び交付決定通知書において、補助金の名称及び要綱の名称が誤って記載されている例が見受けられた。要綱に則り適正な事務処理に努めていただきたい。

#### 講じた措置

書類の確認の徹底を図り、要綱に沿った適切な事務処理に努めます。

#### 5 時間外勤務について

平成 22 年度上半期の時間外勤務は 1,695 時間で、前年度上半期 1,334 時間と比較すると、361 時間 (27.1%) も増加している。この要因は、主に保育係における新規事業等の増加による一時的なものと理解はできるが、時間外勤務が恒常的になると、職員の健康管理の面からも問題であり、職員の健康管理には十分注意を配り、適正な事務事業の効率化を図り、時間外勤務の縮減に努めていただきたい。

#### 講じた措置

新規事業がかなり増えたことが要因であるが、保育システム(入所判定システム)導入後は事務事業の効率化を図り、時間外勤務手当の削減に取り組みます。

また、業務の種類を分け、経常的な業務については、保育システム導入、臨時職員等の雇用を活用するなどして対応します。